

伊方訴訟ニュース

第64号

1978年12月15

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満 4-9-15 第1神明ビル)
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

控訴判決確定まで執行を停止せよ

抗告申立の準備書面を提出

住民側は松山地裁に対し、許可処分取消を求めた訴訟と同時に、その判決確定までの間許可処分の効力を停止するよう申立てていた。これに対し、柏木裁判長は、4月25日に本訴判決と同時に、住民らの申立ては理由がないという判断の下に、「申立人らの申立を却下する。申立費用は申立人らの負担とする」との不当な決定を下した。

これに対し原告ら住民側は、4月30日に「即時抗告申立書」を高松高裁に提出し、「原決定を取消し、原子炉設置許可処分の効力を本案判決が確定するまで停止するよう」請求した(「訴訟ニュース」第57号参照)。

この即時抗告は、控訴審とは別の高松高裁民事第二部の三人の裁判官によって審理されることになり、住民側は、さる11月17日、申立理由を詳述した準備書面を提出した。松山地裁では、本訴と執行停止申立とが同一裁判官によって審理されたが、高松高裁では異なる部(本訴は第四部)で扱われるため、どのように審理が進められ、また、いつ決定を下すかが注目されている。以下に、提出された準備書面の全文(後半は次号)を掲載しておきます。(事務局)。

準備書面

抗告人 川口寛之
外31名

相手方 内閣総理大臣

右当事者間の御庁昭和53年(行ス)第2号伊方発電所原子炉設置許可効力停止却下決定に対する抗告事件について、抗告人らは次のとおり陳述する。

昭和53年11月17日

右抗告人ら代理人

| | |
|-----|--------|
| 弁護士 | 新谷 勇人 |
| 同 | 井門 忠士 |
| 同 | 石川 寛俊 |
| 同 | 浦 功 |
| 同 | 岡田 義雄 |
| 同 | 奥津 亘 |
| 同 | 熊野 勝之 |
| 同 | 崎間 昌一郎 |
| 同 | 佐々木 斎 |
| 同 | 里見 和夫 |
| 同 | 柴田 信夫 |
| 同 | 菅 充行 |
| 同 | 田原 睦夫 |
| 同 | 仲田 隆明 |

弁護士 中元 視暉輔
畑村 悦雄
平松 耕吉
藤原 周
藤原 充子
分銅 一臣
本田 陸士
三野 秀富
藤田 一良

高松高等裁判所

民事第二部 御中

記

はじめに

本準備書面において、右即時抗告理由を述べるが、従前同様本案における主張・証拠をすべて援用する。

第一、不当な原決定の存在

原決定は、本案について理由がないとみられると判断して、抗告人らの申立を却下した。

原決定が本案について理由がないとみられるとの根拠は、本訴における判決と同一であり、本件許可処分は手続的にも実体的にも憲法以下の法令に合致しているから適法であるというにある。

しかしながら、原審の右判断は、明らかに違法不当である。

第二、原決定に対する法学者の批判

一、原審は、本件申立に対する判断と同様に、本件許可処分を適法として、抗告人らの本案請求に対して棄却の判決をした。

しかし、これに対しては、法学者、自然科学者の厳しい批判がなされており、法律雑誌に掲載された論評の全ては原審の判断に対して批判的である。

このことは、原判決そして原決定もいかに批判に耐えうるものでないか、すなわち、原判決および原決定が誤りであったことを如実に示すものといわなければならない。

以下に法学者、自然科学者の順で原審批判文を引用して原判決および原決定の批判をする。

二、立教大学の淡路剛久は、「……松山地方裁判所の判決は原告適格や立証責任論など一部前向きな判断があるものの、その中心的な争点である手続的違法や安全性に関する判断においては、原発問題の真の意義と裁判所の役割とを理解しない、はなはだ後向きで行政追隨的なものとなった。良く言えば楽観的、悪く言えば政治的な判決という評価も可能である。この判決が今後のわが国の原発行政や原発裁判に大きな影響を与えただけに、本判決がこのようなものになったのは、はなはだ遺憾としかいいようがない。

もっとも、この判決をどう読むかについては微妙な点がないわけではなく、たとえば、裁量行為論は行政の判断に対する裁判所の自己抑制であり、安全性に関する裁判所の見解はそのような基本的立場にもとづく消極的判断である、といった見解もないわけではない。しかし、わたくしには、そうは見えない。そもそもわたくしは本判決の裁量行為論に賛成しえないし、安全性の判断も——判決が裁量行為論をとっているにもかかわらず——より積極的、断定的であるように読めるのである。それにこの種の事件に対する司法的審査という観点からは最も重要であるはずの手続的違法を軽視していることもあわせて評価するならば、本判決の不当性は明らかであるように思われる。」

(「伊方原発判決の問題点」公害研究 8巻 1

号59頁)」と述べて、総論的に、原判決の原発の無理解と裁判所の役割の放棄している点を指摘してその不当性についている。

また、淡路は、原判決が原子炉の安全性の判断に高度の科学的、専門的知識を必要とすることから、裁量行為論を採用したことに対しては、「たしかに判決がいうように、原子炉の安全性の判断には高度の科学的、専門的知識が必要である。しかし、科学的、専門的知識は行政の独占物ではない。本件の審理過程がまさに端的に示しているように、わが国の第一線の科学者がま二つに分れて論争しているとき、政府の委員となって安全性の審査をした科学者の見解が何ゆえに尊重されるのかは科学的、専門的知識の必要からは説得的に説明することはできまい。

行政の専門技術性といいかえてみても——それが政策的判断の必要を意味するのではないかぎり——事態は変わらない。

専門技術的判断といわれているものの実体を本件に即して吟味してみると、判決のいう専門技術的裁量論のおかしさが具体的に明らかとなる。判決によれば、「原子炉の実際の面における安全性の確保は、直接原子炉を設置、運転する原子炉設置者が、第一次的にその責を果すべきものであるから、審査会の安全審査は、申請者の提出する資料に基づいて、当該原子炉の安全性確保のための申請者の設計及び考え方につき、それらが適切であるか否かを確認するという形のものになる。したがって、原子炉の安全審査において、原子力委員会又は審査会自らが資料を収集し、調査研究した上で、その安全性を確認しなければならないものではない」。これではたして専門技術的知識の独占を主張しうるのであろう

か。判決のいうところを要約すれば、専門技術的裁量とは、要するに申請者（＝電力会社）のそれ、ということになるのではないか。しかも、後述するように、安全審査会及びその部会の安全審査のやり方は、代理出席や一人出席の部会にみられるように、きわめてずさんであり、とても専門技術性を主張しうるようなものではない。

もちろん、政策的判断の必要をここに持ち込むならば話は別である。そうして、政策的裁量が認められなければならない場合があることは認めてよい（たとえば、公有水面埋立法の埋立免許の申請につき、四条一項二号以下の要件に適合しているが、一号の「適正、合理性」の判断からこれを却下する場合のごとし）。しかし、本件は、人の生命・身体等が損傷される可能性のある場合であって、政策的裁量の入り込む余地はない。従来、専門技術的裁量を認めた場合として、引用される判決例があることは事実であるが、これらは右の意味での政策的裁量のケースであって、本件の参考になるものではないのである・・・

問題はむしろ、本件のような科学裁判において裁判所が実体判断を下すことが、科学的決定を下すことになる。という理解の仕方にある。科学の目的と（民事）裁判の目的とは本質を全く異にするのであって、前者の目的があくなく真理の追求にあるとすれば、後者のそれは権利ないし利害侵害の救済ないし紛争の解決にある。公害裁判や薬害裁判などでみられるように、科学の場では未だ真理とはいえないことでも、裁判の場ではこれを真理と同様に扱うことがあるのは、ここに由来するのである。科学と裁判とを同列に論じよう

とする態度は、裁判所の消極的態度をひき出すための意図的操作とみられても仕方がないのである。そうして、それはやがて専門技術的裁量という名の下に、行政の聖域を拡大せしめることにもなるのである」(同前掲論文)と述べて、いかに原発の安全性の判断に科学的、専門的知識を必要とするとしても、人の生命・身体等が損傷される可能性のある原発の安全性の判断については、政策的裁量は入りうる余地はないと断じる。

(なお、原発の安全性の判断においては、確かに科学的、専門的知識を要しないわけではないが、原発の基本的なことや原理を理解することは簡単である。

それは、過去の公害裁判、すなわち、水俣チツソ、イタイタイ、四日市、大阪空港騒音、スモン等の訴訟における科学的知識と何ら変わることはないし、むしろこれらの訴訟における科学的知識よりも原発のほうが理解しやすいのである。

そして、右の原発の基本的なことや原理を理解すれば、原発が安全でないことをも容易に理解することができるのである。)

さらに、淡路は、原判決の立証責任論に対しても実質的には原告人らに立証責任を転換していると次のように批判する。

「判決が立証責任を被告国側に負わせたこと自体は正当である。しかし、ここで注意しなければならないことは、被告国側が立証すべき事項が、原子炉が安全であることではなく、原子炉が安全であると判断したことに相当性があること、とされていることである。その趣旨は、必ずしもはっきりとしないが、裁判所としては、おそらく行政の判断過程を尊重し、それをたどりつつそこに不合理な点

がないかどうかを事後審的に審査するにとどめようということなのである。これが判決の裁量行為論の重要な帰結であったことは、すでに述べたとおりである。

さらに、もう一つ注意すべきは、ここで判決のいう立証責任とは、どうやらいわゆる主観的立証責任(すなわち当事者が訴訟の進行上敗訴の危険をまねがれるために裁判所に証拠を提出すべき責任)が意識されていて、狭義の立証責任(すなわち審理の最終段階でいずれにも心証形成をなしえない場合に当事者の一方が負う危険ないし不利益)が問題になっていないように思われることである。判決文の書き方はそう読めるし、そもそも、安全性の審査が相当であったかどうかは真偽不明というようなことは、相当性の判断が法的判断である以上、ありえないことのように思われるからである。

こうして判決は、一方で安全性に関する判断の相当性の立証責任を被告側に負わせつつ、他方で裁量行為論を通すことによって、狭義の立証責任を事実上原告住民側に負わせることに成功したのである。」(同前掲論文)。

またさらに、淡路は原判決が手続的違法を非常に軽視していることに対し、「以上が手続的違法に関する判決文の概略的紹介であるが、読むものをしてあきれさせるのは、審査会や部会における安全審査手続がきわめてずさんなことである。わずか6ヶ月の審査期間、1ヶ月に1回の審査会、欠席委員、代理出席、定足数割れ、一人しか出席しないグループ会合、他の委員会との合同審査、どれをとってみても審査手続のずさんさと不公正さを示すものばかりである。そうし、さらにわれわれを驚かすのは、本判決がこういった手続的瑕

疵を容認し(批判のことばすらほとんど見出されない),そこに取消しうべき違法を見なかったことである。

一般に行政が適正な手続を経て行なわなければならないことは,憲法の基本的人権の保障や実質の意味での法治主義の原理から導き出すことができるが,その実質的根拠は,行政の実体的判断の適正さを担保するために,それが基本的に重要だからである。しかも,付言すべきは,手続的適正がそれ自体民主主義社会における法的行政の一つの基本的ルールになっていると考えられることである。手続きが違法でも結果がよければよいという考え方は,民主的行政の原理に反する考え方である。

ところで,本件は行政処分によって第三者たる地域住民の生命・身体に危険が及ぶ可能性のあるケースであり,しかも,この危険の及ぶうる範囲はきわめて広範囲で,影響は晩発障害や遺伝を通して長期間にわたる可能性がある。このように重大かつ広範な法益侵害にかかわる場合には手続の適正さは厳格に遵守されなければならない。とりわけ,判決のように住民の同意,資料の公開,公聴会の開催,聴聞,告知などの手続が法によって義務づけられていない,と解するならば,既存の手続の厳格かつ適正な遵守はいくら強調しても強調しすぎることはない。

以上のように,判決が本件の手続的瑕疵の中に,取消しうべき違法を見なかったことははなはだ不当である。』(同前掲論文)。
と述べて,原判決の余りにも行政追従性に驚きを隠そうとしない。

最後に淡路は,原審の安全性の判断についても次のように批判する。

「以上の判決文を読んで感じることは,判決が,両当事者の主張立証を要約して併記あるいは総合し,多くの理由を示すことなく,被告側のそれを採用しているため,およそ説得性なるものを持たないことである。判決文がこのような形になったのは,おそらく裁量行為論をとったからであろう。また,すでに述べたように,判決文に断定的な部分が少なからずあることも気になることである。

裁判は科学の場ではない。たとえ科学が争われていても,裁判所は主要事実や間接事実,立証責任の配分,立証の程度,経験則の採用,実体的判断枠組の設定などを通じて,それを法律的紛争の形に翻訳し直すことが必要である。本判決がこれらの点に余り留意していないことも,説得性を欠く原因となっている。

本件の両当事者の主張は細部にわたるまで対立している。

しかしそれらの中にも本件原子炉が安全か否かの結論を導くにあたって主たるもの従たるもの,直接的なもの間接的のものがある。ほんの一例であるが,たとえば,中央構造線や地震の問題は,安全性の判断にとって基本的に重要な一つの柱であるのだから,審査期間がわずか一ヶ月で音波探査しかなされていない状況のもとで,両当事者の主張・立証が対立する場合には立証責任を負う被告側に不利な判断をしてもよかったのではないか(これに対して,国側はたとえばボーリング調査などをしてより積極的な立証をなすべきことになる。)人の生命・身体にかかわる本件のようなケースでは,被告側にこの程度の立証の義務が課されても,不当ではない。』(同前掲論文)。

このように,右淡路論文は,原判決批判とし

てコンパクトにかつ全体にわたってなされているが、その内容は極めて説得的であり、法律家による批判であるために法律家であれば誰でもが右論文を理解できよう。

右論文によれば、原審の判断は全てにおいて批判されているが、事実まさにそのとおりなのである。従って、当然ながら、右論文以外にも、法律家による多くの原審の判断の批判論文がある（下山瑛二「伊方原発訴訟の意義と問題点」判例時報891号2頁、阿部泰隆「原発訴訟をめぐる法律上の論点」判例タイムズ362号13頁、小林直樹「憲法と原子力」法律時報608号15頁等々と枚挙にいとまがない。）

三、また自然科学者も原審の判断を批難するが、その厳しきは法律家のそれよりも遙かに手厳しい。

東京大学教授、物理学の小野周は、「この炉心溶融の結果おこる格納容器の破壊が軽水炉で最もおそれられている事故である。・・・。（原判決は）『一次冷却系配管のいかなる種類のものの破断による一次冷却材喪失事故に対しても有効であるとの評価を得ている』とのべているが、ECCSが作動せず、炉心溶融と格納容器破壊がおこる確率は、WASH1400でさえ一原子炉・年二万分の一はおこるとしていることをまったく無視している点で科学、技術の知識をこえた独自の判断である。」（「原子力と環境、安全性、被曝の問題」法律時報第608号60頁）と述べ、理化学研究所物理の樋田教は、「裁判所は、許容被ばく線量などについて、積極的に判断しているのですが、その判断は、そのつど内容が違っています。まずこの判決は・・・『危険の証明のあった線量の最低値』

とっています。しかし、この数値はこの判決のどこを捜しましても明示されていないのです。数値が何だかわからないということは、判断が中途半端です。それにもかかわらず（原判決は）『それよりもさらに数十分の一の低い線量限度を許容被ばく線量と定め・・・右許容被ばく線量は人類に対する危険の証明のない線量』と断定しています。・・・ところが、この許容線量についての判断は、いつの間にか変わってしまいます。たとえば、『告示所定の許容被ばく線量は危険なものとは見られない』と変わってしまっているのです。つまり『証明』という言葉がどこかへ飛んでしまったのです。『証明』という言葉があるかないかで論理内容は全く違います。つまり危険がないということは安全だということと同じですが、危険の証明のないことは、安全ということと同じではなく、このすりかえは、詭弁術のひとつです。そして更に判断の基準は変更されます。『前記本件原子炉の平常運転時における被曝評価値は現在の知見のもとでは人類に対して何らかの障害を与えらる放射能ではない』とまたも論理がすり変わってしまっているのです。このように、自然科学者の常識としては全くかけ離れた判断基準を裁判所がお作りになったということになってしまいます。微量放射能を安全だと言いたいのでしょうか、これでは勇み足が過ぎています。』（座談会「伊方原発訴訟判決めぐって」、ジュリスト第668号31頁）と述べ、京都大学原子炉実験所の小出裕章は「科学裁判の名に値しない非科学的判決」との見出で、「そもそも裁判とは、原告・被告両者の主張を比べて裁判官自らの判断を示すべきものであるし、また特に科学において

は、異なる主張のうち一方を採用する場合には、明確かつ合理的な根拠が必要である。しかし、伊方原発訴訟の第一審判決はそうなっていない。判決理由書は多くの点で科学的に誤っているほか、そのほとんどが被告の主張の羅列であり、その終りに『（被告の主張は）いずれも認められる』の文字が書き加えられたものにすぎず、その判断の根拠は全く記されていない。」ことおよび原判決は多くの科学的誤りを犯していること、相手方の主張をも理解していないことを述べている（伊方原発訴訟判決の科学・技術的問題点〈その一〉全般的批判と工学的問題点、ジュリスト第668号23頁）。

また、埼玉大学理学部助教授で放射線遺伝学の世界的権威である市川定夫は、原審が世界的に著名でかつ科学者の支持を得ている論文をあっさり切り捨てたことについて、「判決は、有名なBEIR報告の許容被ばく基準の危険推定についても、明白な根拠もなく予断により退けている。BEIR報告とは、アメリカ原子力委の委託により、アメリカ科学アカデミーが特別委を編成して調査した報告書であって、アメリカ国民が年間平均0.17レム（一般集団に対する同国独自の基準値）の被ばくを受ければ、「被ばくを受ける当世代で毎年最大1万5000人のガンによる死者、次世代で毎年最大1.800例の重大な遺伝病、数世代後には毎年最大2万7000例の遺伝的欠陥が出現し、不健康者の5%増がもたらされる」と解析したうえ、「年間平均0.17レムの基準は危険であって、不必要に高すぎる」と結論したものである。

このBEIR報告を、判決は、「原告らの考え方と同じ立場でなされたものである」（判

決理由C b-10頁）と断じ、さらに、同報告が倍加線量に基づき解析したことについて、「しきい値の存在が不明であるから、放射線障害の発生率を倍加線量の考え方によって算出することは困難である」（同C b-10から12頁）と、専門家の判断と学界の常識を裁判官がいとも簡単に排斥して、前述の「しきい値が存在しないと考えるべき」との自らの判断と顕著な矛盾を示している。（「伊方原発訴訟判決の科学・技術的問題点 その二 生物・医学的問題点」ジュリスト第668号28頁）と述べて、原審の科学常識のあまりもの欠如に啞然としているのである。

このように、原判決および原決定が自然科学の常識を否定し、自然科学をあまりもの無理解であるために、自然科学者の怒りと失笑を買ったことはけだし当然なのである。そしてこのような自然科学者による原判決および原決定に対する批判は、何も原発についての反対派や中立者ではなく、賛成派によるものなされているものであることは言うまでもないところである。

四、以上の法律家および自然科学者による原判決および原決定批判の存在は、それだけで行政事件訴訟法25条2項の「本案について理由がないとみえるとき」ではないことを客観的に明らかとする。

第三、原決定の欠陥

一、原判決および原決定批判は、以上の論評に尽きるものではないが、それは原判決・原決定が二つの面で重大な欠陥を有するからである。

一つは法律論および科学論を問わず、原判決の非論理性、非合理性である。

もう一つは、自然科学についてのあまりも

の無知、無定見である。これらの重大な欠陥が生じたのは、原審が伊方原発は安全であるとの結論を当事者の主張および証拠を度外視して、何はともあれまず選択したことによる。

そのため、原判決および原決定は相手方の主張さえも否定してしまい、相手方申請の証人で我国の燃料棒の最高權威である三島良積の反対尋問による正しい証言をもあっさり否定するという蛮勇？を平気でふるうことができたのである。

二、ここに、自然科学者の論理を否定し、かつ原判決および原決定の最も頼りとする相手方の主張をも無視している個所をあげてみよう。

本件安全審査で、仮想事故としての一次冷却材喪失事故（L O C A）に、炉心が溶けたと仮定されたか否かが、原審での重要な争点になった。

相手方および安全専門審査会長内田、同委員三島は、「E C C S は性能を失うと仮定するが炉心は溶融しない。ただ炉心が溶けた時に放出されるであろう放射性物質の量が、格納容器内に放出されるとするものである。」と一貫して主張してきた。ところが、原告人らとしては、炉心が溶融すること、炉心が溶融したと仮定した場合に放出される放射性物質の量が、格納容器内に放出されることとは一体どういう関係に立つのか、とりわけ、美浜1・2号炉および高浜1・2号炉の安全審査報告書には「仮想事故としては重大事故と同じ事故について、安全注入等（E C C S のこと）の効果を無視し、炉心内の全燃料が溶融したと仮定する。」（本訴の甲第55号証27頁）と明記され、三島の著書、「核燃料学」において「仮想事故では炉心溶融まで考

慮している。」と記載されていることから、仮想事故においては炉心溶融することを仮定しているのではないかと追求してきた。

炉心溶融がはじまれば、またたくまに、圧力容器内の全燃料が溶融して100トン近くの白熱の溶融体が圧力容器の底に落ちて、その底をなおも溶かしはじめる。その後数時間で圧力容器も溶けて底が抜け、どろどろの放射能のかたまりが格納容器の床面にむき出しで放り出される。この高温でどろどろの放射能のかたまりは、必然的に格納容器を破壊し、そして大量の煙霧状放射能が環境に放出され、何億キュリーもの放射能が人々の上に降りそそぎ、何万人もの人が死亡し、原発周辺は広範囲にわたって長年月人の住めないところとなる。炉心溶融となればこのような大惨事が発生することを否定する科学者は誰もいない。

それだからこそ、相手方および安全審査委員にとっては絶対に炉心溶融はあってはならないことなのである。

本件審査において、仮想事故時に放出される放射能量は944キュリーであるが、これは炉心溶融が起らないことを前提としている数値である。相手方は、仮想事故について、「仮想事故は、前記重大事故と同じ事故について、E C C S による炉心の冷却効果は無視し炉心内の全燃料が溶融したと仮定した場合に放出される放射性物質の量に相当する量が格納容器内に放出されるとするものである。すなわち炉心に内蔵されている放射性物質のうち、希ガス100%、よう素50%、固体状放射性物質1%が格納容器内に放出されるものと仮定するものである。」と主張する。

安全専門審査会長内田は次のとおり証言する。
「問 その点がよくわからんのですけれども

(ECCS)が働いて、性能をするというのは、性能はある程度出て来るといふことなんですか。全く性能がないということですか。

内田 重大事故の場合には普通働いてくれますECCSの性能を検討評価しているわけです。

それからワンステップ上がるということで、仮想事故になるわけです。立地審査指針に書いてありますように重大事故へのステップを上げる時の一つの考え方として、安全上重要な性能を無視することが一つの方法であります。でありますので、ECCSの性能を全く無視して放出されると仮定する放出量を決めているわけです。それが、仮想事故のもとであります。

ですから仮想事故の場合でも、ECCSは実際に働くという評価をしているわけです。

問 そうすると(ECCSの)機能としては、全く無視するといわれましたね。

内田 私は、機能と性能とを分けておりまして、要するにメカニズムとしては働くわけですから若干の性能はもちろんあるわけです。

ただそれを評価する場合に性能を全く無視して放射能の基準を決めておるわけです。

(略)

問 炉心が全部溶融するということですか。

内田 溶融するんじゃないんです。溶融はしません。想定事故だと溶融はしませんけれどもどの程度溶融するかということが、性能を無視する時にどの程度溶

融するかということがゼロか100%かということはいえるわけじゃありませんので、放出量の評価の基として、100%の溶融に相当する放出量を決めるわけです。

問 だから炉心が全部溶融するという仮定をされるわけですか。

内田 いやそうじゃありません。放射能の放出量の計算の基に、それを仮定して計算しているわけです。」

相手方の主張、内田の証言の趣旨がお解りだろうか。内田に対する尋問と答は禪問答のような感じがする。相手方の主張や内田の証言を平たく箇条書で言えば次のとおりとなる。仮想事故においては、

- ① ECCSは若干ながら性能を発揮する。
- ② 従って炉心は溶融しない。
- ③ そうすると圧力容器は破壊されない。
- ④ 当然ながら格納容器も破壊されない。
- ⑤ 圧力容器から格納容器内に、放射性物質が放出されることを仮定する。
- ⑥ 右によって放出される放射性物質の量は、炉心内の全燃料が溶融したと仮定した場合に放出される放射性物質の量と同一である。
- ⑦ しかし、右のように放出された放射性物質のほとんどは、格納容器によって外界から遮断される。
- ⑧ そのため格納容器から外界へ放出される放射性物質の量は僅か944キュリーである。
- ⑨ 故に炉心溶融の場合のように外界への放出放射性物質の量が数億キュリーとなることはない。

このように整理すると相手方の仮想事故の主張は多くの点で矛盾があることに気がつく

であろう。

炉心が溶融しないとしながら、炉心が溶融した場合と同量の放射性物質が格納容器内に放出されるとは、いかなる奇術を用いるのであろうか。言うまでもなく、炉心が溶融しなければ、溶融した場合と同量の放射性物質は放出されない。逆に言えば、炉心が溶融した場合と同量の放射性物質が放出されるときには、炉心は溶融していなければならない。

またECCSの作動の有無についても問題である。ECCSは働かないと仮定するかと思えば、内田の証言にあるように機能と性能を分けてECCSは若干の働きはするという人を食った話となる。

要するに、相手方は重大事故より深刻な仮想事故を原子炉事故について想定する必要に迫られているが、仮想事故で周辺住民に甚大な被害を及ぼすわけにはいかないから、自然科学的にも矛盾した手法で炉心を溶融しないとして放射性物質の格納容器内とじ込めに狂奔するのである。

ところが原判決は、親の心子知らずか、炉心溶融をあっさり認めて、それでも大丈夫とこれまた自然科学の真理を創り変えてしまうのである。

原判決は言う。

「そうすると、立地審査指針制定者の解釈では、仮想事故としての一次冷却材喪失事故の場合には、炉心溶融に至ることまでの想定はしているが、更に格納容器その他の原子炉の安全防護がすべて健全性を失う事態までは想定事故の内容、経過として予定しておらず、従来の原子炉設置許可処分の際しての立地審査においても、右立地審査指針制定者の解釈によることが定着していたものと認められる。
……炉心が溶融した場合にはどのような事態に立ち至るかを推論し、その結果生ずるであろう災害の評価をし、これによって原子炉の立地条件の可否を決めることを立地審査指針が予定しているものとは解されない。」
(原判決理由第五、二、1)と。

原判決の言うように炉心溶融が起れば、他の安全防護施設はどうであろうとも、数億キュリーの放射性物質が外界に飛び出し、夥しい数の人間を死傷に至らせ、国を廃墟とすることは科学的には必定のことなのである。だから炉心溶融の後の事態は推論するまでもないことなのである。原判決の言うように炉心溶融があるとすれば、本件許可処分はそれだけで取消されなければならないのである。

(以下後半部は次号に)

伊方原発用燃料集合体16体

大阪堺泉北港から初めての積出し

伊方原発用の燃料はこれまで、東海村にある三菱原子力燃料で製造され、陸路を山口県徳山市まで運んでそこから船積みされるか、直接海上輸送されるかしていた。ところが、来年3月に予定されている燃料交換に必要な

燃料集合体40体の一部にあてるためと称して、これまで納入したことのなかった住友系の原子燃料工業株式会社熊取(大阪府泉南郡)製造所で製作した16体が使われることになった。そしてそれらを積出す港として、熊取

町に近い堺泉北港がえらばれ、四国沖、宇和海を経て海路直接に運ばれた。

この計画は輸送の10日ほど前に大阪に知らされた。大阪で反原発運動を進めている「原子力はごめんだ!関西連絡会」(「原関連」)の人たちは、すぐに、大阪府の黒田知事に、つぎの申し入れ書を送り、担当の港湾課および消防・防災課と、計画を問い直す交渉をはじめた。

「 1978年11月11日

大阪府知事 黒田了一殿

原子力はごめんだ!関西連絡会有志

1978年11月4日付「南海日日新聞」によりますと、今月下旬、原子燃料工業(株)熊取製造所(大阪府泉南郡熊取町野田950)より、四国電力(株)伊方発電所へ、核燃料集合体が輸送されようとしています。その積出港は堺泉北港だということです。そのような危険なものが私たち府民の住む道路を通過して、府下の港から積出されることは由々しき問題であり、絶対に認めるわけにはいきません。

つきましては、府民の安全を守る立場にある大阪府として、どのような措置をとられるのか、また、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせ頂きたく、早急に文書で以てお返事いただきたく、お願いいたします。」

「原関連」の人たち、および途中から参加した大阪軍縮協の代表も交えた府との交渉は、積出しの前日11月19日まで、合計5回、のべ約20時間にわたって続けられた。大阪府は、住友および関西電力などと、8月以来、秘密裡にことを進めていたにもかかわらず、はじめは空とぼけで対応し、追い込まれると、港湾使用許可届の内容さえごまかして示すな

ど終始驚くほどの不誠実さで押し通した。そして、「国が大丈夫と言っているものは港湾使用を認めざるを得ない」の一点張りで、最後には、一方的に交渉を打切るというひどさ。

積出しは11月20日の早朝に行われたが、原関連らは挑発をさけて抗議行動は見合わせた。当日は、予想どおり、輸送の4台のトラックをとりかこんで、機動隊のトラックやパトカーが物々しく警備して港まで送り、公共埠頭であるのに積出し埠頭附近を閉鎖し、海上には警備の巡視艇9隻も出動するという物物しさのうちに、午前9時ごろ「あすか丸」(1117トン)に積込まれて出港した。

一方現地では、労組の応援も得て、約150名の住民・労組員が抗議のため発電所におしかけた。しかし、四国電力発表の入港予定時刻より5時間も早めて運びこまれたため、抗議行動も肩すかしを食った型となった。住民らは、「三度の事故を起こしながら、危険な燃料の宇和海輸送を続けることは許せない」との抗議文を四国電力に手渡し、門前で抗議集会を開いた。

はじめて住友系燃料会社から燃料を買入れたことについて、四国電力は「メーカーのバランスをとるため」と言っているが、真相は不明である。現在使用中の三菱燃料の破損がひどいので住友から買ったのではないかとの風評も流されている。いずれにしても、これまで目立たなかった住友系の燃料会社の浮上を意味し、大阪の反原発運動もその責任の重さを確認し合っている。(Q)

伊方原発内の汚染進行?

最近、地元の八西連絡協議会に、「伊方原発の内部関係者」からつぎのような通知があ

ったという。

「原子炉建物内で作業していた労働者が体内汚染していたことが、ホールボディーカウンター（全身検査用計測装置）でみつかった。また、原子炉水（一次冷却水）の放射能汚染がひどくなりだしている（これは燃料破損を意味する。事務局注）。こうしたことのために、来年3月に予定されていた定期検査を1月に繰り上げる準備が進められている」と。

四国電力からは、まだ何の発表もないため、八西連絡協議会では、県および報道関係者に実情調査を要請するとのことである。

柏木裁判長予定の(?)“巣帰り”

12月11日付最高裁辞令で、松山地裁所長のわが柏木賢吉裁判長は、名古屋高裁に転勤となりました。高裁から地裁 所長になり、再びもとの高裁に、昇格もせず帰るとするのは、あまり例を見ない人事だとのこと。この珍しい人事で、柏木裁判長が、伊方の住民どもの訴えを蹴落すために、わざわざ派遣された人物であることが立証された、というのは下司の勘ぐりでしょうか。見事にその大役を果たした柏木裁判官は、さてこれから、どこに向かって飛び立つのでしょうか。「辛酸入佳境」の住民を後に残して。（事務局）

福野誠一さん

11月24日、伊方原発行政訴訟原告団の事務局長をやっておられた福野誠一さんが亡くなられました。お年は72才。

福野さんは、伊方町の隣の保内町に住んでおられましたが、地元の運動の先頭に立たれ、とりわけ、行政訴訟が始ってからは、原告団の取りまとめと、愛媛県内はじめ全国各地

の反原発運動との同志的な連帯を強める活動に、文字通り、その全身全霊を打ちこんでられました。

福野さんは住友別子銅山などでの労働組合活動の経験を生かし、組結的な活動経験に乏しい地元の運動の中で、「言ったことは必ず実行する」という労働者的な姿勢を堅持し、かけがえのない役割を果たしてこられました。しかし、そのことが、労働災害が残した喘息に痛めつけられていた福野さんの死を早めたことも争いのない事実です。

亡くなる日の前の晩も、原告団会議の電話連絡をやっておられたとのこと。八幡浜の若い原告の皆さんは、「福野さんは戦死じゃ。わしらがやらんと」と決意を語っています。

福野さん、どうか安らかにお休み下さい。
(事務局)

会計報告（'78.11/14~12./14）

収入

| | |
|-----------|---------|
| 会費 | 66,000 |
| ニュース購読料 | 42,050 |
| 資料売上金 | 13,000 |
| 年末カンパ(一部) | 86,200 |
| 計 | 207,250 |

支出

| | |
|--------|--------|
| ニュース代金 | 23,000 |
| 郵送料 | 1,125 |
| 為替手数料 | 9,775 |
| 会場費 | 6,700 |
| 資料費 | 2,680 |
| コピー経費 | 9,715 |
| 計 | 52,995 |

| | |
|-------|-----------|
| 差引 | 154,255 |
| 借入金合計 | 1,057,094 |